【v 育成環境課関係】

- 162 -	
---------	--

1. 子育て支援交付金について

平成23年度の子育て支援交付金については、交付の根拠となる平成23年度子ども手当支給法案が撤回したことにより、執行手続の開始が大幅に遅れたため、各地方自治体や事業の実施主体に多大なご迷惑をお掛けしたことについて、お詫びを申し上げる。

現在、1回目の交付決定が終了(近日中に発送予定)し、また、先般内示した追加協議分の事業費に係る交付申請書の提出を平成24年3月2日(金)期限として依頼しているところであるので、ご協力をお願いしたい。追加協議分に係る交付決定については、交付申請書の受領が完了次第、速やかに行うこととしている。

平成24年度の子育て支援交付金については、平成22年度税制改正による年少扶養控除の廃止等に伴う一部事業の一般財源化等を行ったことにより、交付要綱及び実施要綱の改正を予定しているので、決定次第、内容についてお示しする。(別冊【v育成環境課関係】資料1、2参照)

また、平成23年に会計検査院が全国の市町村を対象に実施した実地 検査において、平成17~21年度の次世代育成支援対策交付金(現行 の子育て支援交付金における次世代育成支援対策推進事業)に係る執行 について、交付金の交付対象経費とはならない経費を総事業費に含めて いたこと等による交付金の過大交付の指摘を受けた事例が多数見られた ので、各都道府県等においては、管内市町村に対して、適正な交付金執 行事務の実施について改めて周知願いたい。

2. 放課後児童対策について

(1) 放課後児童対策の推進について

① 「放課後子どもプラン」の着実な推進について

「放課後子どもプラン」については、原則としてすべての小学校区において、放課後や夏休み等の長期休暇時における子どもたちの安全・安心で健やかな活動場所の確保を目指しているところである。

平成23年度においては、放課後児童クラブが20,561か所(平成23年5月現在)、放課後子ども教室が9,733か所(平成23年度予定)の実施となっている。また、放課後子ども教室と連携している放課後児童クラブは、対前年231か所増の5,531か所(平成23年5月現在)となっており、年々増加しているところである。

各自治体におかれては、両事業の連携を含め必要な地域で必要なサ

- ービスが提供されるよう、放課後子どもプランの着実な推進に向けて 積極的な取組をお願いしたい。
- ② 「子ども・子育てビジョン」に基づく放課後児童クラブの充実について

「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)においては、女性の就労希望等の潜在的ニーズを踏まえ、各自治体における目標事業量の積み上げを基に数値目標を設定しており、放課後児童クラブの利用児童数を平成26年度までに111万人(小学1~3年生の3人に1人(サービス提供割合32%))とすることを目指し、取り組みを進めていくこととしている。また、本ビジョンにおいては、量的拡充とともに、「放課後児童クラブガイドライン」を踏まえてクラブの質の向上を図るとされている。

放課後児童クラブへのニーズは依然として高い状況にあり、希望してもクラブを利用できない児童(いわゆる待機児童)は、平成23年5月現在で約7千4百人に上っている。また、待機児童そのものを把握していないクラブも存在している。各自治体におかれては、待機児童の把握及びその解消に向け、それぞれの地域におけるニーズを踏まえた積極的な取組をお願いしたい。

(2)「子ども・子育て新システム」に向けた検討について

子ども・子育て新システム検討会議作業グループの下、基本制度ワーキングチームにおいて平成22年9月より「子ども・子育て新システム」の具体的な制度設計について検討が進められてきたが、今般「子ども・子育て新システムに関する基本制度とりまとめ」(平成24年2月13日)がとりまとめられたところである。

子ども・子育て新システムに関する基本制度とりまとめ (放課後児童クラブ部分抜粋)

4 放課後児童クラブ

- 小学校4年生以上も対象となることを明記し、4年生以上の二一 ズも踏まえた基盤整備を行う
- O 放課後児童クラブについては、市町村が地域のニーズ調査等に基づき実施する旨を法定する。市町村は、市町村新システム事業計画(仮称)で需要の見込み、見込量の確保策を記載し、提供体制を計画的に確保する。

- 〇 質を確保する観点から、職員の資格、員数、施設、開所日数・時間などについて、国は法令上の基準を新たに児童福祉法体系に設定する。
- 国が定める基準を踏まえ、市町村が基準を条例で定める。職員の 資格、員数については、現行の事業実態を踏まえ、「従うべき基準」 とすることも含め、法制的に整理する。
- 〇 利用手続きは市町村が定める。ただし、確実な利用を確保するため、市町村は、利用状況を随時把握し(事業者は市町村に状況報告)、利用についてのあっせん、調整を行う。

今後、本とりまとめを踏まえ、法案をとりまとめ、税制抜本改革とと もに今国会に関連法案を提出する予定である。

(3) 放課後児童クラブの国庫補助について

平成24年度予算案においては、「子ども・子育てビジョン」等を踏まえ、クラブを利用したい人が必要なサービスを受けられるよう、受入児童数を拡大するために必要なソフト・ハード両面での支援措置を盛り込んだところである。

ソフト面(運営費)については、保育サービス利用者が就学後に引き続きサービスが受けられるよう、放課後児童クラブのか所数の増(25,591か所→26,310か所)を図るとともに、運営費補助額の改善を図ることとしている。各自治体におかれては、開設時間の延長など、利用者のニーズに応じた放課後児童クラブの運営の促進を一層図っていただくようお願いする。

また、近年、会計検査院より、児童館で実施している放課後児童健全育成事業の国庫補助金の交付額の算定に当たり、児童館職員の人件費を対象経費に計上するなど、不適切な事務が指摘されているところである。各自治体におかれては、補助金事務の適正な執行について特段の配慮をお願いする。

ハード面(整備費)については、放課後児童クラブ室を新たに設置するための創設整備や既存建物の改修、設備の整備、さらには大規模クラブの解消等に向けた改修等の費用の一部を補助するための所要額を平成24年度予算案に計上したところである。

このうち、放課後児童クラブ室の創設整備については、平成24年2月1日付け雇児育発0201第1号育成環境課長通知「平成24年度放課後児童クラブ整備費の国庫補助に係る協議等について」により、平成

24年度整備計画書の提出をお願いしているので、管内市町村に当該整備費の積極的な活用について改めて周知いただき、3月9日(金)までに提出をお願いしたい。

また、「安心こども基金」については、今年度の第4次補正予算において実施期限の延長を図ったところであるが、基金による事業には、小学校の空き教室等を活用した放課後児童クラブの設置促進経費を盛り込んでいるので、積極的な活用をお願いしたい。

(4) 放課後児童クラブの運営について

放課後児童クラブの運営については、クラブを利用する子どもの健全育成を図る観点などから、平成19年10月、クラブの運営に当たって必要な基本的事項を示した「放課後児童クラブガイドライン」を策定したところである。

本ガイドラインは、国庫補助金の交付・不交付を問わず、全ての放課後児童クラブが運営を行う際の参考としていただくことにより、クラブ全体の質の向上を図ることを目的としている。各都道府県等におかれては、管内市町村及び放課後児童クラブ関係者に対して、本ガイドラインの内容についてより一層の周知を図ることで、大規模クラブの解消や、地域の実情や保護者の就労状況を考慮した開所日・開所時間の設定、指導員の研修機会の確保など、一層の充実につなげていただくようお願いする。

また、放課後児童クラブの利用児童については、小学校4年生以上の 児童や特別な支援を必要とする児童(障害児等)の積極的な受入れや、 ひとり親家庭の児童の優先的利用について特段の配慮をお願いする。

(5) 放課後児童クラブにおける安全確保等について

放課後児童クラブにおける事故防止については、「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)における事故防止等について」(平成22年3月23日厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長通知)により、放課後児童クラブにおいて発生した全治1カ月以上の重篤な事故について報告をお願いしているところである。近年、特に重篤な事故として、おやつを喉に詰まらせたことによる死亡事故や、帰宅中等に車に接触するといった交通事故、プール遊びの自由時間中に溺れ意識不明となった事故など、様々な状況下での事故が報告されている。(関連資料2参照)

各都道府県等におかれては、事故情報をもとにした再発防止策を講じるなど安全確保の推進に努めるとともに、実際に事故が発生した際、迅速かつ適切に対応するためのマニュアルの作成や関係機関との連携などについて、あらためて管内市町村及び放課後児童クラブ関係者に周知い

ただきたい。

また、防災・防犯に関する計画やマニュアルの作成、定期的な避難訓練等の実施などの安全対策についても、一層の徹底に努めていただきたい。

なお、来年度においても放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ) 実施状況調査を実施する予定であるので、引き続き本調査へのご協力を お願いしたい。

(6) 放課後児童クラブの耐震化について

放課後児童クラブを利用する子どもの安心・安全を確保する観点から、耐震性が確保された建物で放課後児童クラブを実施することは重要である。平成24年1月19日付けで公表された「社会福祉施設等の耐震化状況調査の調査結果」(調査基準日は平成22年4月1日現在で、2階建て以上又は延べ床面積200㎡を超える施設(棟)を対象に調査。)においては、放課後児童クラブの耐震化率は74.2%に留まっており、社会福祉施設等全体の耐震化率81.3%を下回っている状況である。

当該調査時点以降の耐震化の状況については、フォローアップ調査を 行うこととしているので、各都道府県等においては、耐震性が確保され た建物で放課後児童クラブを実施するよう指導等に努められたい。

また、各地方公共団体の関係部局と連携を図り、耐震診断に要する費用については、国土交通省の「住宅・建築物安全ストック形成事業」を活用し耐震診断を着実に実施されたい。

(参考)「社会福祉施設等の耐震化状況調査の調査結果」における放課後児童クラブの 耐震化の状況

		部本 <i>社</i> 6.1 6		S 56年以前に建築の棟		工厂房 //、次	工序儿本
		調査対象 に該当し た棟数	S57年以 降 に 建 築 さ れ た棟数	耐震診断 で改とされ た棟数	改修済、 改修中の 棟数	耐震化済の棟数	耐震化率
		A	В	C	D	B+C+D=E	E/A
	女課後児童 フラブ数	8, 869	4, 666	676	1, 242	6, 584	74. 2%
	公 立	7, 460	3, 796	621	1, 146	5, 563	74.6%
	私 立	1, 409	870	55	96	1,021	72.5%

(参考)

○「住宅・建築物安全ストック形成事業」の概要については、【iv 保育課・幼保連携推進室 関係】関連資料5に添付の「住宅・建築物安全ストック形成事業(国土交通省所管)の概要」 を参照。

(事業に関する照会先)

国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室 03-5253-8111 (内線39663)

3. 児童厚生施設の設置運営について

(1) 児童館、児童センターの運営について

① 児童館・児童センターの機能について

児童館・児童センターは、地域にあって①健全な遊びを手段として 児童の成長・発達を支援、②地域の子育て支援活動の拠点、③放課後 児童の健全育成活動の推進、④母親クラブなどの地域活動の支援、な どを基本的機能として実施されている。また、職員の専門性を活かし た子ども・子育て家庭の支援や児童虐待防止の対応も期待されている ところである。

地域における子どもたちの遊び環境の充実と児童館の活性化、地域 児童の健全育成の推進が図られることを目的として、平成23年3月 に「児童館ガイドライン」を策定したところである。内容としては、 児童館の機能・役割や活動内容、家庭・学校・地域との連携方策、職 員の職務等について示したところである。

各都道府県等におかれては、本ガイドラインの趣旨を踏まえ、常に 児童館の運営の向上に努めるとともに、児童館において、遊びを通し ての子どもの発達の促進や子育て支援活動等の役割が十分に発揮され るよう、管内市町村及び児童館関係者に対して、本ガイドラインの周 知を図り、より活発な児童館活動の推進に努めていただきたい。

なお、平成22年度税制改正による年少扶養控除の廃止等に伴う地 方財政の増収分について、国と地方の負担調整を行うこととし、平成 24年度より、子育て支援交付金により実施している民間児童館活動 事業及び児童福祉施設併設型民間児童館事業については、一般財源化 を図ることとしているが、各自治体におかれては、地域児童の健全育 成を図るため、引き続き民間児童館を活用した取組の実施に努めてい ただきたい。

② 地方分権改革について 地方分権改革推進委員会「第3次勧告」を受けて閣議決定された地 方分権改革推進計画に基づき、児童厚生施設の最低基準は地方自治体 が条例で定めることとされ、所要の法律案が平成23年通常国会にお いて成立したところである。

この法律に基づき、平成23年10月に児童福祉施設最低基準が「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」に改正され、その際、同基準第38条に定める児童館の職員(児童の遊びを指導する者)については「従うべき基準」とし、同第37条、第39条、第40条に定める集会室、遊戯室、図書室等の設備の基準などについては「参酌すべき基準」とした。

各都道府県、指定都市、児童相談所設置市においては、それぞれの 条例により適切な基準を定め、引き続き児童厚生施設の機能・役割が 確保されるよう、適切な措置を講じていただくこととなるので、留意 されたい。

③ 児童館・児童センターの耐震化について

利用する子どもの安心・安全を確保する観点から、児童館・児童センターの耐震性が確保されていることは重要である。平成24年1月19日付けで公表された「社会福祉施設等の耐震化状況調査の調査結果」(調査基準日は平成22年4月1日現在で、2階建て以上又は延べ床面積200㎡を超える施設(棟)を対象に調査。)においては、児童厚生施設の耐震化率は76.5%に留まっており、社会福祉施設等全体の耐震化率81.3%を下回っている状況である。

当該調査時点以降の耐震化の状況については、フォローアップ調査を行うこととしているので、各都道府県等においては、児童館・児童センターの耐震性が確保されるよう指導等に努められたい。

また、各地方公共団体の関係部局と連携を図り、耐震診断に要する 費用については、国土交通省の「住宅・建築物安全ストック形成事業」 を活用し耐震診断を着実に実施されたい。

(参考)「社会福祉施設等の耐震化状況調査の調査結果」における児童厚生施設の耐震化の状況

		泗木		那木牡魚 C57左N		S 56年以前に建築の棟		五 房 //	五原 // 表
		調査対象 に 棟数 た	S57年以 降 第 に さ れ で き 東 数	耐で要た 影修さ数 たま数	改修済、 改修中の 棟数	耐震化済 の棟数	耐震化率		
		A	В	C	D	B+C+D=E	E/A		
り記し	記章厚生施 足で保全 記を除く)	4, 189	2, 608	399	198	3, 205	76. 5%		
	公 立	3, 991	2, 478	389	195	3, 062	76.7%		
	私 立	198	130	10	3	143	72.2%		

(参考)

○「住宅・建築物安全ストック形成事業」の概要については、【iv 保育課・幼保連携推進室関係】 関連資料5に添付の「住宅・建築物安全ストック形成事業(国土交通省所管)の概要」を参照。 (事業に関する照会先)

国土交通省住宅局市街地建築課市街地住宅整備室 03-5253-8111 (内線39663)

(2) 児童館、児童センターに係る整備費への国庫補助について

① 平成24年度予算案における取扱いについて

児童館、児童センターに係る施設整備費への国庫補助については、 従来、年金特別会計に計上の児童厚生施設等整備費により実施してき たが、平成24年度より、一般会計に計上の次世代育成支援対策施設 整備交付金に移行することとしたところである。(関連資料3参照)

移行後においても、補助対象となる整備施設の設置主体、整備区分、 国庫負担割合については、従来と同様である。

交付金への移行に伴い、従来の施設ごとの整備費補助から、都道府 県及び市町村が作成する整備計画への交付金の交付となり、計画の範 囲内であれば、各地方自治体の裁量により、柔軟な執行が可能となる ものである。

- ② 交付金の交付の流れについて 従来の児童厚生施設等整備費においては、
 - ・ 都道府県又は指定都市若しくは中核市が設置する施設の整備については、直接補助
 - ・ 市町村又は社会福祉法人等が設置する施設の整備については、 都道府県を通じて補助を行う間接補助

の方式を取り、国、都道府県及び施設設置者が、それぞれ3分の1ず つ負担していたところである。

交付金移行後においては、市町村又は社会福祉法人等が設置する施設の整備についても、整備計画に盛り込んだ都道府県又は市町村に対して、国負担分の3分の1相当の額を交付することとなるので、この点についてご了知いただき、整備計画を作成願いたい。

なお、県負担及び市町村負担に係る交付税措置については、従来と 同様、3分の1相当の額を措置している

③ 平成23年度からの継続事業の取扱いについて

平成23年度までに整備費の一部を児童厚生施設等整備費から補助を受けて実施している継続事業に係る平成24年度以降の整備分については、次世代育成支援対策施設整備交付金により補助していくこととなるので、該当する整備については、平成23年度児童厚生施設等整備費における基準額及び負担割合による算定に基づき、都道府県、

指定都市又は中核市が協議していただきたい。

なお、これら継続事業に係る協議書については、平成23年1月26日付け雇児育発0126第1号育成環境課長通知「平成23年度児童厚生施設等整備費の国庫補助に係る協議等について」による様式で提出されたい。

④ その他

今回の移行に伴う、次世代育成支援対策交付金関連通知の改正内容については、別冊【ii 総務課・少子化対策企画室関係】資料1~8で確認されたい。

4. 児童委員及び主任児童委員について

(1) 円滑な児童委員・主任児童委員活動について

近年、家庭や地域の子育て機能の低下や、児童虐待事件や少年犯罪が相次ぐなど、子どもや家庭を取り巻く環境が複雑化・深刻化している中で、地域の住民に最も身近な児童委員・主任児童委員に地域のこれらの問題への適切な関わりが求められている。児童委員・主任児童委員の定数に対する充足率が低い自治体においては、引き続き、児童委員・主任児童委員の確保に努められたい。

また、厚生労働省では政府広報の活用など児童委員・主任児童委員の制度の周知を図るため、取組を行っているところであり、各地方自治体におかれても、地域住民に対して、児童委員・主任児童委員制度の正しい理解が得られるよう努めていただきたい。児童委員・主任児童委員活動には、日頃から地域住民の状況を適切に把握しておくことが重要であることから、円滑な活動に必要な情報の提供に特段のご配慮をお願いしたい。

なお、児童委員・主任児童委員の活動の一助にしていただくため、児童委員・主任児童委員自己紹介用名刺型リーフレットを前回の一斉改選に合わせて配布したところであるが、本リーフレットについては、厚生労働省のホームページからダウンロードが可能となっているため、必要に応じ、自治体において増刷していただく等活用いただいきたい。

【参照】

■児童委員・主任児童委員自己紹介用名刺型リーフレット

厚生労働省ホームページ「分野別の政策」の"子ども・子育 て"→"子ども・子育て支援"→"子育て支援"→"児童委員 ・主任児童委員"に掲載。

(2) 関係機関との連携について

児童委員・主任児童委員は、市町村の「子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)」に積極的に参画するとともに、児童相談所や学校等の関係機関と連携を図り、地域の子どもやその家族の実情を把握する等、児童虐待防止の上で大きな役割を果たすことが期待されている。研修などの様々な機会を通じて特段のご指導をお願いしたい。

なお、児童委員・主任児童委員は、学校関係者をはじめとした関係機関との連携を図ることが不可欠であることから、厚生労働省では、文部科学省と連携し、児童委員・主任児童委員と学校関係者等の関係機関が相互連携を図り、児童の健全育成に係る取組の一層の充実が図れるよう努めているところであり、各自治体においても、児童福祉部局、教育委員会、学校及び家庭教育支援団体等の関係機関との連携を強化し、児童委員・主任児童委員が活動しやすい環境づくりに努めていただきたい。

5. 母親クラブ等の地域組織活動等について

母親クラブや子育てNPO等の地域組織については、地域における親子交流・世代間交流をはじめとする子どもの健全育成の向上のための事業の実施や子どもの事故防止等のための活動など、多様な地域子育て支援活動を実施いただいている。

母親クラブ等の活動費の助成については、平成24年度より、年少扶養控除の廃止等による地方財政の増収に伴い、地方の自由度の拡大にあわせた一般財源化を実施することとしているが、各自治体におかれては、子どもの健全育成のため、引き続き母親クラブ等と連携し、地域組織活動の推進に努めていただきたい。

なお、行政が地域組織と積極的に連携し、児童の健全育成や子育て支援に効果的に取り組んでいる例をとりまとめた「行政と地域組織の連携に関する事例集~『地域の力を活かし、子どもたちが健やかに育つ環境づくり』を目指して~」(平成23年10月20日雇児育発1020第1号)も参考とされたい。

【 参 昭)

■行政と地域組織の連携に関する事例集~『地域の力を活かし、 子どもたちが健やかに育つ環境づくり』を目指して~」(平 成23年10月20日雇児発第1020第1号)

厚生労働省ホームページ「分野別の政策」の"子ども・子育て"→"子ども・子育て支援"→"地域組織活動"に掲載。

6. 児童福祉週間について

(1) 趣旨について

子どもや家庭について社会全体で考えること、また、子どもの健やかな成長について社会的な喚起を図ることを目的に、昭和22年より、毎年5月5日の「こどもの日」から1週間を「児童福祉週間」と定めて、児童福祉の理念の普及・啓発のための各種事業及び行事を行ってきている。

(2) 児童福祉週間の標語について

平成23年9月1日~10月15日にかけて、児童福祉週間の理念を 広く啓発する標語を全国募集したところ、管内市区町村をはじめ広く周 知いただく等ご協力いただき、御礼申し上げる。3,929作品の応募 があり、選考の結果、次の作品を平成24年度児童福祉週間の標語と決 定した。

《平成24年度児童福祉週間標語》

ニコニコは 「なかよくしよう」の あいずだよ

(堀山 喜史さん 7歳 埼玉県)

この標語を児童福祉週間の象徴として、広報・啓発ポスターや、厚生 労働省のホームページ等で広く周知することとしているが、貴管内市区 町村への周知及び啓発事業、行事等に幅広くご活用いただき、児童福祉 週間の趣旨等について普及されたい。

(3)児童福祉週間の事業展開について

子どもが家庭や地域で心豊かに生活できる環境づくりが重要であるとの認識の下に、児童福祉の理念の普及に努め、行政のみならず、民間企業、団体等の一層の協力を得て、広報啓発活動を推進していくこととしている。

また、地方自治体における児童福祉週間の取組について、毎年お知らせいただき、取りまとめのうえ報道発表資料としているところである。本年も各自治体における児童福祉週間に関連した取組をまとめることとしているので、貴管内市区町村の取り組みについて、幅広くご報告願いたい。

7. 児童福祉文化財の普及について

社会保障審議会では、児童の健やかな育成に役立てるため、優れた出版物や演劇、ミュージカル、コンサート等の舞台芸術、映画、放送、ビデオ等の映像・メディアについて、推薦を行っており、各自治体の児童福祉主管部局、教育委員会等に情報提供している。

本年度は、児童福祉文化財の普及の一環として、国立国会図書館国際子ども図書館と共催で、推薦児童福祉文化財の展示会を開催しているところである。厚生労働省のホームページには最新の推薦児童福祉文化財一覧を掲載しているので、各自治体におかれても児童福祉文化財の普及に御協力を御願いしたい。

【参照】

■社会保障審議会推薦児童福祉文化財一覧

厚生労働省ホームページ「分野別の政策」の"子ども・子育 て"→"子ども・子育て支援"→"児童福祉文化財"に掲載。

- ■展示会「子どもの健やかな成長のために 厚生労働省社会保障 審議会推薦 児童福祉文化財(出版物)の紹介」
 - 1. 日時 平成24年2月21日(火)~3月11日(日)
 - 2. 場所 国立国会図書館 国際子ども図書館ホール(3階) 東京都台東区上野公園12-49

8. (財) こども未来財団の事業について

(財)こども未来財団においては、平成24年度においても以下の助成事業等を実施することとしているので、引き続き関係者への周知・活用をお願いする。(関連資料6参照)

- ・ NPO法人や学校法人が放課後児童クラブを設置する際の施設整備 費
- ・ 小規模放課後児童クラブ (児童数5人以上10人未満) に対する 設備整備費の助成
- ・ 子育てNPO指導者や子育てサークルリーダー等の資質向上を図る ための研修事業

[育成環境課:関連資料]

-	1	76	-
---	---	----	---



Press Release

報道関係者 各位

平成23年10月21日 照会先

雇用均等・児童家庭局 育成環境課 児童健全育成専門官 富安(内線 7903) 健全育成係長 佐々木(内線 7909)

(代表電話) 03(5253)1111 (直通電話) 03(3595)2505

平成 23 年 放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ) の実施状況 (5月1日現在)

「放課後児童健全育成事業」として行われている「放課後児童クラブ」の平成23年の 状況を取りまとめました。

これは、児童館や学校の空き教室などを留守家庭の子ども(おおむね 10 歳未満)に放課後の遊び場や生活の場として提供する事業で、クラブ数や利用登録している児童の数などを把握するための調査を毎年実施しています。

なお、今回のとりまとめは、東日本大震災の影響によって調査を実施できなかった岩手 県及び福島県の12市町村(※)を除いて集計しています。

〇放課後児童クラブ数、前年比 615 か所増加

平成22年 → 平成23年 : 1万9,946か所 → 2万561か所

〇登録児童数、同 18.599 人増加

平成 22 年 → 平成 23 年 : 81 万 4,439 人 → 83 万 3,038 人

〇利用できなかった児童数(待機児童数)は7,408人で4年連続の減少 放課後児童クラブの利用申し込みをしながら何らかの理由で利用できなかった児童数(待機児童数)は7,408人(同613人の減)。

ピークだった平成 19 年(14,029 人) から 4 年連続の減少で、当時から 約 6,600 人減少した。

※12 市町村:岩手県:宮古市、久慈市、陸前高田市、大槌町

福島県: 広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村

◎平成22年5月1日時点の状況(12市町村計)

クラブ数: 45 か所、登録児童数:1,869人、利用できなかった児童数:0人

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の実施状況【概要】

* 平成23年5月1日現在 育成環境課調査

1 クラブ数、登録児童数及び実施市町村数の状況

- ・ クラブ数は対前年で615か所増加の20,561か所に、登録児童数は対前年で約18,600人増加の83.3万人となった。
- ・ クラブ実施市区町村数は1,574市区町村となり、全市区町村(※)における実施割合は90.7% となった。

区分	平成 23 年	平成 22 年	増減
クラブ数	20, 561か所	19, 946か所	615か所
登録児童数	833, 038人	814, 439人	18, 599人
実施市区町村割合 (実施市区町村数)	90. 7% (1, 574市区町村)	90.3% (1,580市区町村)	0. 4ポイント (▲6市町村)

注:実施市区町村割合は、各年の全市区町村数(23年度:1,735、22年度1,750)に対する割合である。 ※平成23年度の全市区町村数は、震災により調査を実施できなかった12市町村を除いた数値である。

2 設置・運営主体別クラブ数の状況(か所)

・ 民営率は年々上昇している。

(か所)

区 分	平成 23 年	平成 22 年	増減
公立公営	8, 390(40.8%)	8, 286(41.5%)	104
公立民営	8, 718(42.4%)	8, 350(41.9%)	368
民立民営	3, 453(16.8%)	3, 310(16.6%)	143
計	20, 561 (100%)	19, 946(100%)	615

注:()内は各年の総数に対する割合である。

3 実施場所の状況(か所)

・ 学校の余裕教室と学校敷地内専用施設を合わせた「学校内実施」が全体の約51%と半数近くを占めており、また、全増加数(615か所)に占める「学校内実施」増加数(365か所)は約6割となっている。

(か所)

実 施 場 所	平成 23 年	平成 22 年	増減
学校の余裕教室	5, 827(28.3%)	5, 752(28.8%)	75
学校敷地内専用施設	4, 686(22.8%)	4, 396(22.0%)	290
児童館・児童センタ-	2, 724(13.2%)	2, 690(13.5%)	34
公的施設等	3, 115(15.2%)	3, 014(15.1%)	101
その他	4, 209(20.5%)	4, 094(20.6%)	115
計	20, 561(100%)	19, 946(100%)	615

注:()内は各年の総数に対する割合である。

4 実施規模の状況(か所)

・ 児童数36人~70人のクラブが全体の約52%と半数以上を占める。 一方、児童数71人以上のクラブは減少となっている。

(か所)

実施規模	平成 23 年	平成 22 年	増減
9人以下	687(3.4%)	642(3.2%)	45
10人~19人	2, 187(10.6%)	2, 167(10.9%)	20
20人~35人	5, 868(28.6%)	5, 520(27.7%)	348
36人~45人	4, 633(22.5%)	4, 359(21.9%)	274
46人~55人	3, 048(14.8%)	3, 147(15.8%)	▲99
56人~70人	2, 939(14.3%)	2, 890(14.4%)	49
71人以上	1, 199(5.8%)	1, 221(6.1%)	▲22
計	20, 561(100%)	19, 946(100%)	615

注:()内は各年の総数に対する割合である。

5 年間開設日数の状況(か所)

・ 280日~299日のクラブが全体の約78%を占める。一方、250日未満のクラブは減少となっている。

(か所)

開設日数	平成 23 年	平成 22 年	増減
199日以下	54(0.3%)	62(0.3%)	▲ 8
200日~249日	953(4.6%)	1, 052(5.3%)	▲99
250日~279日	3, 164(15.4%)	3, 365(16.9%)	▲201
280日~299日	15, 996(77.8%)	15, 097(75.7%)	899
300日以上	394(1.9%)	370(1.8%)	24
計	20, 561(100%)	19, 946(100%)	615

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

6 平日の終了時刻の状況

· クラブの終了時刻は、年々遅くなっている傾向にある。

(か所)

終了時刻	平成 23 年	平成 22 年	増減
17:00まで	599(2.9%)	675(3.4%)	▲ 76
17:01~18:00	8, 561(41.7%)	8, 904(44.7%)	▲343
18:01~19:00	10, 410(50.7%)	9, 506(47.7%)	904
19:01以降	960(4.7%)	837(4.2%)	123
計	20, 530(100%)	19, 922(100%)	608

注1:()内は各年の総数に対する割合である。

注2:[23年度:20,530][22年度:19,922]は、平日開所しているクラブ数。

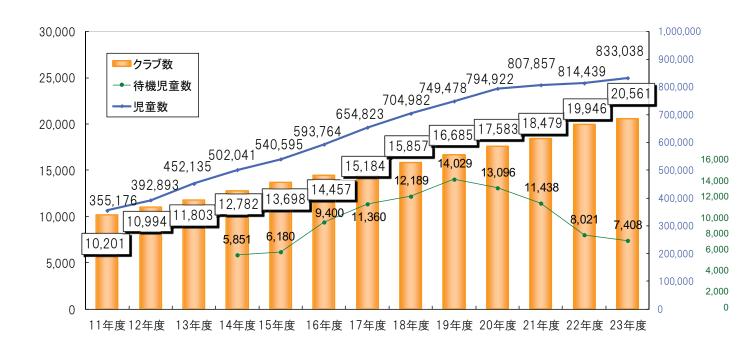
7 利用できなかった児童数の状況

・ 利用できなかった児童数は、対前年で613人減少の7,408人となった。利用できなかった児童数は、4年連続で減少となった。

	平成 23 年	平成 22 年	増減
利用できなかった児童数	7, 408人	8, 021人	▲613人

[参考:クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移]





※各年5月1日現在(育成環境課調)



Press Release

報道関係者 各位

平成23年10月21日 照会先

雇用均等・児童家庭局 育成環境課 児童健全育成専門官 富安(内線 7903) 健全育成係長 佐々木(内線 7909) (代表電話) 03(5253)1111

(直通電話) 03(3595)2505

放課後児童クラブの事故報告集計

平成22年10月1日~平成23年9月30日の期間に報告のあった、放課後児童クラブでの重篤な事故(全治1カ月以上)に関して取りまとめましたので公表します。件数、内容などについて各自治体から報告を求め、集計を行ったものです。

[主なポイント]

- ○報告件数は、35都道府県、261件。
- ○負傷等の内容は、骨折が大多数を占めるが、おやつを喉につまらせたことによる死亡 事例もあった。
- ○負傷した児童の学年は、1年生が最も多く、学年が上がるにつれ少なくなっている。
- ○事故の発生場所は、校庭・体育館や遊戯室など、児童が活発に活動する場所で多く発生しているが、クラブ室内等の屋内でも発生している。
- ○事故の原因は、遊具によるものが最も多く、次いでボール遊びによるものが多い。

1. 事故報告概要

放課後児童クラブ(児童福祉法第6条の2第2項に規定する放課後児童健全育成事業)において発生した、「死亡事故や治療に要する期間が30日以上の負傷や疾病を伴う重篤な事故」で、平成22年10月1日から平成23年9月30日までに自治体から報告のあったものを集計。

(1)報告件数

35都道府県、261件

(2)負傷等の内訳

内訳	骨折	歯の破折	打撲・ ねんざ	意識不明	死亡	その他	合計
件数	215件	17件	21件	0件	1件	7件	261件

(3)学年別

学年	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	その他	合計
児童数	98人	75人	69人	8人	6人	3人	2人	261人

(4)場所別

23171733					
場所	校庭などの屋外	公園などの屋外	体育館·遊戲室	クラブ室・廊下	合計
	(敷地内)	(敷地外)	などの屋内	などの屋内	
件数	126件	30件	45件	60件	261件

(5)事由別

_	J · H // J								
Ī	事由	遊具からの	球技中の	集団遊び	児童同士	階段などに	車との接触	その他	合計
		転落等	転倒等	中の転倒	のふざけあ	おける転倒			
				等	い等	•転落等			
Ì	件数	75件	51件	31件	27件	47件	7件	23件	261件

2. 事故発生の主なケース

- ・遊具(鉄棒、すべり台、ブランコ等)からの転落。
- ・球技(サッカー、ドッジボール、キックベース)中の他児童との衝突、転倒。
- ・集団遊び(おにごっこ、かくれんぼ等)中の転倒。
- ・他児童から押される、蹴られる、足を掛けられるなど、児童同士のふざけあいによる転倒。
- ・施設内を走る、階段や段差につまずくなどによる転倒。
- ・手すりや椅子からの転落。
- ・帰宅中やクラブに向かう途中における車や自転車との接触。
- ・出入り口のドアに手(指)を挟む。
- ・机や棚などに足を強くぶつける。
- おやつを喉に詰まらせる。

資料:

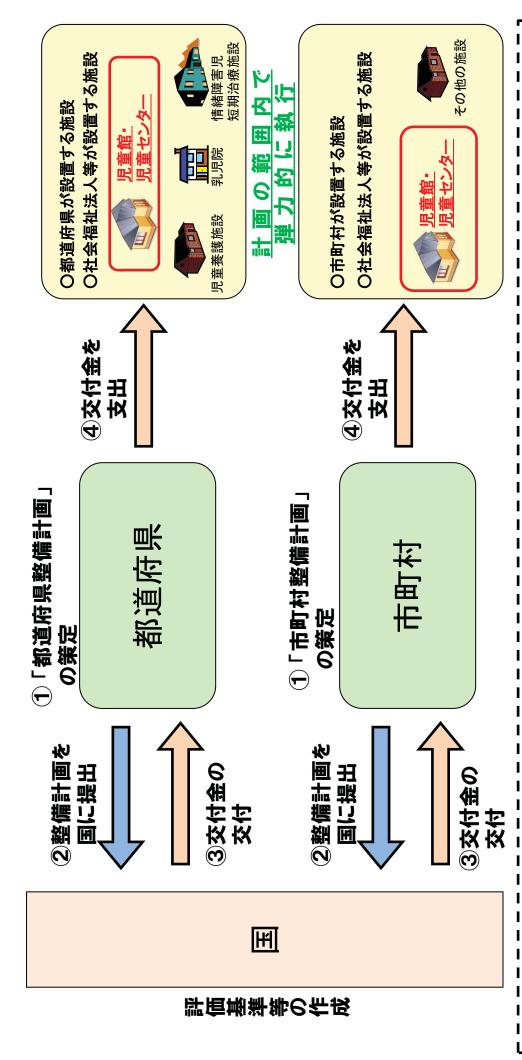
児童館・児童センター整備費のハード交付金移行後の概要(案

現在、年金特別会計に計上の児童育成事業費補助金(児童厚生施設等整備費)で実施している、児童館・児童センタ一整備に ついては、平成24年度より、一般会計の次世代育成支援対策施設整備交付金(ハード交付金)に移行する。

(次世代育成支援対策施設整備交付金 平成24年度予算案:27億円)

	現 行 (旧音同生協設等整備費) コープ すけ24年
1 記述 以可述 以下、	、 <u>社会福祉法人、</u> 法人
- 創設、改築、拡張、大規模修繕	• - 同左
•直接補助(都道府県、指定都市、中杉 •間接補助(市町村、社会福祉法人等)	指定都市、中核市) - 都道府県又は指定都市、中核市若しくは市町村に対会福祉法人等) 整備計画に記載した整備に要する費用を直接交付
・施設の設置者が都道府県・指定都市・中核市のキー 国1/3、設置者2/3・施設の設置者が市町村・社会福祉法人等の場合・地設の設置者が市町村・社会福祉法人等の場合→ 国1/3、都道府県1/3、設置者1/3	定都市・中核市の場合 電祉法人等の場合 設置者1/3
・児童館の種別等ごとに <u>国庫補助基準額</u> を設定し、 <u>補</u> <u>助率を乗じて算出</u>	・児童館の種類等ごとに <u>交付基礎点数(補助率1/3相当)</u> 基準額を設定し、補 を設定し、算定 ※交付基礎点数は従来の国庫補助基準額に基づき設定。 ※交付基礎点数は従来の国庫補助基準額に基づき設定。 (1点当たり1,000円)。
	・大規模修繕等の取扱い ・スプリンクラー設備等の取扱い ・特殊付帯工事等の取扱い ・一部改築及び拡張に係る交付金の算定方法の取扱い ・応急仮設施設整備の交付金の取扱い ・解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費の取扱い ・解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費の取扱い ・発格教室を活用した改築整備の促進 ・地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備

次世代育成支援対策施設整備交付金における児童館・児童センター整備の流れ



○従前の「児童厚生施設等整備費」における補助の流れからの変更点

|市町村又は社会福祉法人等が設置する施設に係る整備費は、都道府県、指定都市、中核市が補助した額(整 備費用の2/3相当)の1/2を、都道府県、指定都市、中核市に対して補助(設置者への間接補助)。 温 冗余

※県負担及び市町村負担に係る交付税措置については、従来と同様、3分の1相当の額を措置。

事 務 連 絡 平成21年12月22日

都道府県 各 指定都市 児童委員、主任児童委員事務担当者 殿 中 核 市

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課

円滑な児童委員・主任児童委員活動について(依頼)

児童委員、主任児童委員活動の推進につきましては、平素よりご協力を賜り厚く 御礼申し上げます。

さて、近年、少子化や核家族化に伴う育児不安や子育ての孤立化に加えて、児童虐待をはじめ、いじめや不登校、少年非行等、支援を必要とする子どもや家庭をめぐる問題が複雑化・深刻化している中、児童委員・主任児童委員は、住民の立場に立ち、住民との信頼関係の中で子どもや子育て家庭への支援活動を行う地域のボランティアとして活動を行っており、児童委員・主任児童委員に対する期待は高まっています。

子育て家庭等が必要な時に児童委員・主任児童委員へ相談できる環境づくりが求められているところあり、子育て家庭に「児童委員・主任児童委員」制度を周知し、児童委員・主任児童委員についての理解を広げることが重要であると考えています。

このため、今般、平成21年12月21日付け雇児母発1221第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知により、母子健康手帳の任意様式に児童委員・主任児童委員の活動についての記述を盛り込んだところです(別紙参照)。

管内市区町村及び関係機関等に御周知いただき、地域住民に対して、児童委員、主任児童委員制度の正しい理解が得られるようご配慮願います。

<u>また、児童委員・主任児童委員活動には、日頃から地域住民の状況を適切に把握しておくことが重要であることから、各自治体におかれましては、活動の重要性をご認識いただき、円滑な活動に必要な情報の提供につき特段のご配慮をお願いいたします。</u>

(本件担当)

厚生労働省雇用均等·児童家庭局 育成環境課育成環境係 TeL03-5253-1111 内7905、7910

社会保障審議会推薦児童福祉文化財について

1. 社会保障審議会による児童文化財推薦

社会保障審議会は、厚生労働大臣の諮問に対して答申や意見の具申を行う他、児童福 祉法第8条第7項の規定により、児童の福 祉の向上を図るために、芸能、出版物等の推 薦を行い、又、それらの製作者や興行者に対して必要な勧告を行う権限が与えられている。 社会保障審議会福祉文化分科会は、平成13年3月23日より児童福祉文化財の推薦を実施している。

児童福祉法第8条第7項

社会保障審議会及び都道府県児童福祉審議会は、児童及び知的障害者の福祉を図る ため、芸能、出版物、がん具、遊戯等を推薦し、又はそれらを 製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすることができる。

児童福祉文化財の推薦業務

福祉文化分科会は、優れた作品・公演等の審査を円滑に行うため「委員会」を設置して審議。 福祉文化分科会は、3つの委員会で構成。推薦の決定が委任されている。

各委員会は、社会保障審議会の本委員、各分野における学識経験者の臨時委員と専門委員 干名から構成されている。

出版物委員会

図書等

演劇、ミュージカル、コンサート、舞踏等 映画、放送テレビ、ビデオ、CD等 舞台芸術委員会 映像・メディア等委員会

3. 推薦基準

- 内容を豊かにすることにより児童を社会の健全な一員とするために積極的な効果をもつもの。 児童に適当な文化財であって、児童の道徳、情操、知能、体位等を向上せしめ、その生活
 - 児童福祉に関する社会の責任を強調し、児童の健全な育成に関する知識を広め、または、 児童問題の解決についての関心及び理解を深める等、児童福祉思想の啓発普及に積極的 な効果をもつもの。
- 児童の保育、指導、レクリエーション等に関する知識及び技術の普及に積極的な効果をもつ

4. 推薦数

映像・メディア等:19点 映像・メディア等:5点 出版物:60点 舞台芸術:16点 舞台芸術:5点 平成22年度の特別推薦 16点 平成22年度の推薦数 出版物:6点

広報·啓発 Ŋ.

児童福祉文化財広報・啓発ポスターを制作し、各都道府県・指定都市・中核市の児童福祉部教育委員会、小・中学校、図書館、保育所、児童館、小児科医院等に配布。 鸣



平成24年度における(財)こども未来財団による助成事業等

	<u> </u>		
照条路口	(財)こども未来財団事業振興部 03-6402-4823	(財)こども未来財団事業振興部 03-6402-4823	(財)こども未来財団研修調査部 03-6402-4821
主な内容(案)	・放課後児童クラブ・子育て支援拠点施設整備等事業 ・授乳室等整備費助成事業 ・事業所内保育施設環境づくり支援事業	·特別保育事業等推進施設助成事業	・子育て支援者向け研修事業(大規模研修会) ・子育て支援者向け研修事業(小規模研修会) ・地域子育て支援拠点研修事業
事業内容	民間企業やNPO等が行う放課後児童クラブ の整備などを実施するための経費を助成す る。	延長保育や一時保育、夜間保育等の特別保育事業等を実施する民間の保育所に対し、 軽微な改修工事等に要する経費を助成する。	子育てNPO指導者や子育てサークルリーダー等の育成と資質の向上を図るための研修等を行う。
国庫補助事業名	子育て支援サービス事業費等	特別保育事業等推進施設の助成	ボランティア育成支援等事業費

-	188	-
---	-----	---